「他人の権利の目的」となっていないことの確認書

令和　　年　　月　　日

我 孫 子 市 長　あて

住　所

氏　名

電　話

この度、生産緑地法第１０条の規定に基づき買取り申出を行う下記の土地については、抵当権、地上権、永小作権、及び先取特権等登記の対象となる権利及び仮登記の設定又は他の売買契約の締結等完全な所有権の移転の妨げとなる一切の権利は設定されておりません。

記

買取申出の土地の所在及び地番	地　目	面積（m²）	備　　考